

(意見提出様式)

千葉県子どもを虐待から守る基本計画（案）に関する意見

令和2年4月25日

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策推進室 宛て

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

FAX : 043-224-4085

メール : gyakutai@mz.pref.chiba.lg.jp

提 出 者	住 所	鎌ヶ谷市中央 1-1-34-3F		
	氏 名 ※	岩波初美	電 話 番 号	080-3715-6215
	メ ー ル	kamagaya@iwanamihatsumi.com		

※法人にあつては、名称及び代表者氏名をご記入ください。

千葉県子どもを虐待から守る基本計画（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

該当ページ	意見の内容
5	<p>①「児童虐待相談対応件数は増加」の理由を追記すべき</p> <p>児童虐待相談対応件数が、平成24年度から急増している。警察、学校、医療機関、福祉関係機関等が普段と違う事柄があった場合、保護者に確認することなく、一方的な判断で児童通告し、親からの問い合わせには「お答えできません」と対応するルールとなっている。この通告を受けた児相は、虐待の確証がなくとも「調査のための一時保護」につなげるため、一時保護件数も増加している。</p> <p>「児童虐待相談対応件数は増加」という表現は虐待件数の増加と誤解を招くので、そうではなく、通告ルールの変更による対応件数の増加であり、深刻な虐待事件を防止するために、軽微な変化にも対応し、取りこぼしを防ぐためであることを明記していただきたい。</p>
17	<p>②要保護児童対策地域協議会が機能していない理由を明記すべき</p> <p>「要保護児童対策地域協議会が機能していなかったとの指摘がされています。」理由として、専門職がないからとなっている。専門職を確保すれば機能するのか・・・そうではないと思う。検証報告書から読み取れることは、児相児童福祉司の権限が強く、他の専門職、市町村の担当</p>

	<p>者らに権限が与えられていないからではないかと推測する。市町村に判断の権限を持ってもらい、児相児童福祉司が、乏しい材料で児童の処遇を決定してしまうことは決してしてはならない。著しい人権侵害につながるからだ。</p>
19	<p>③「心理的虐待の割合が最も大きく」の理由も追記すべき ①と同様の理由によるものと思われる。</p>
22	<p>④警察との緊密な連携方法への改善必要 警察という事件調査の専門機関が、虐待の早期発見と子どもの安全確保のために関わる意義は大きい。しかしながら、現在警察からの通告理由を何件か確認すると、調査の専門機関の強みを活かしているとは思えない。むしろ、「素人による通告」と同等の情報提供になっていて、警察に確認すると「それが法の趣旨、疑いあればすべて児相に通告する。判断は児相が行う」という認識で児童虐待事案に当たっていると聞いている。これでは、児相にかかる負担が増すばかりである。夫婦喧嘩を全て心理的虐待として通告したのでは児相はたまらないと思う。 警察は子どもだけでなく親にも状況を確認し、身体の様子を確認し、虐待定義に沿った傷害やイジメ、DV、放置、危険が認められる場合、著しい福祉侵害、緊急性が認められる場合に児童通告をし、それ以外のケースは地元自治体への通告に切り替えたらどうか。</p>
29	<p>⑤里親委託の前にまず、支援計画とともに実親に戻せるケース確定を 「家庭養育を優先するという原則から、特に就学前の子どもについては、施設への新規入所を停止し、里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）を抜本的に強化し、里親制度を充実強化することとしています。」と記載されている。 一方で、本来は児相や自治体の支援を受けながら養育が可能な保護者から、その養育能力が低いとの理由で一時保護に至るケースが増加しているように見える。中には、お産の直後にまだ、母親が退院しないうちに、新生児を父親に合わせることなく保護してしまうケースを複数聞く。どうかしている。親が育てられないからと依頼するケースに留めなければならない。 これら、不要な一時保護される児童が里親に委託されるようなことがあると、実親も里親も不幸を招くので、里親委託の前にまず、実親に戻せるケースを支援計画とともに確定していくべきである。</p>
68	<p>⑥第三者機関による監査を受ける覚悟・認識を追記すべき 一時保護という制度が、大きな問題をはらんでいるが命を守るための必要悪な制度という認識で運用して欲しい。国連や検証委員会の指摘に応じて、「第三者機関による評価を受けることにより、子どもの権利の保</p>

	<p>障と支援の質向上を図る」ことは当然と言える。現行の児相業務全般が第三者機関による監査が必要とされている点への県としての認識を示すべき。そうしないと、組織作っても機能させられないからだ。如何に監査機能を発揮できるかは、設置する県に其の強い認識が求められる。</p>
73	<p>⑦一時保護日数短縮を内部ルール化すべき</p> <p>「一時保護件数の増加とともに、一時保護日数も増加しており、家庭復帰に向けた調整に時間がかかるケースの増加や、里親委託や施設入所が必要な子どもたちの受皿不足により、一時保護が長期化する」と理由が述べられている。一時保護は児童の人権侵害の危険が大きいことから、例えば調査の結果、福祉侵害が認められないケースや、児相や自治体の支援に切り替えることで様子を見ることのできる事案は、早急に、7日以内に判断して親元に戻すべきである。無意味に保護日数を長引かせ、2カ月土壇場まで引っ張る傾向が見てとれる。家庭復帰への時間云々と記載があるが、その理由として、戻すにあたっての条件として、無理難題を親に求めている児相の仕事のやり方を見直すことで解消できる。不足分は児相の支援で補うのが本来の福祉行政である。</p> <p>保護日数短縮は児童の人権保護のみならず、職員の労働環境改善、保護所の環境改善、何よりも親子関係構築の面で、大変効果の高い行動目標と考える。</p>
75	<p>⑧子どもの意見を聞く目的と如何に対応に反映させるかの明記を</p> <p>「一時保護中においても子どもの権利を守るため、意見を表明する仕組みや学習の機会を保障することが重要です。」と記載されている。しかし、現行、子供の意見がどう扱われているかへの認識は記載されていない。現状認識なくて、方針があってもそれはつながらない。実行が期待できない。</p> <p>子どもが自宅へ戻りたい。お母さんから虐待は受けていない。お母さんを恨んではない。お父さんと遊びたい。等々訴えている場合、児相の一時保護の判断（福祉侵害が著しい、養育能力が乏しいなど）を見直す材料にするのかどうかを記載すべき。自宅に戻す判断に子供の意見が追加されるという意味を含んで、子どもの意見を聞くつもりがあるのか明記を。</p> <p>⑨表現が難しい子どもの声を如何に聞くかの追記を</p> <p>幼い子どもの表現の特徴や発達障害の特性として、ウソや大げさな表現や同調やこだわりや記憶方法の偏りや、一般に理解し辛い表現特性がある場合、どのように配慮して対応するかを明記して欲しい。</p>